**平成２９年（フ）第３２号**
茨城県神栖市日川1870番地47
債務者　加藤美千子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２９年（フ）第２５１号**
新潟市江南区鵜ノ子１丁目３番23号　ハイツ大幸Ｂ３号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２６０号**
新潟市中央区米山３丁目13番15号　藤和米山コープ409号
債務者　髙橋　章介
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２０６号**
岐阜市茜部大野２丁目140番地　（ウイングⅡ　Ａ―103号室）
債務者　増田　直美（旧姓**今**永）
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第３６号**
兵庫県宝塚市川面６丁目27番33―１―106号
債務者　中野　憲人
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第１７５号**
兵庫県伊丹市宮ノ前２丁目４番29―503号
債務者　藤田　勝也
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２９年（フ）第３１７号**
兵庫県相生市大石町19番10号　西本ビル303、従前の住所兵庫県相生市那波大浜町13番27号シャルムみつひろ201
債務者　福田　優也
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１９９号**
奈良市西登美ケ丘６丁目４―31―Ｂ203、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨南２丁目１番37号　ロイヤルハイツ511号
債務者　松永　角栄
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第２１０号**
奈良県桜井市大字桜井990番地の２　103
債務者　瓜生　久代
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第１３４号**
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目５番10―502号　マンション南、前住所奈良県大和高田市東三倉堂町２番40―104号　サンプラザ東三倉堂
債務者　平元あや子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第１４８号**
奈良県橿原市醍醐町126番地の34、前住所奈良県吉野郡黒滝村大字桂原124番地
債務者　福西　秀樹
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２９年（フ）第５８号**
鳥取県米子市博労町１丁目55番地、前住所鳥取県米子市博労町１丁目46番地
債務者　武良　　茂
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第７６号**
鳥取県米子市富益町63番地14
債務者　原田　　満
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第４２４号**
広島市安芸区瀬野町2759番地407
債務者　フロレス　ピネド　ワグネルこと　ＦＬＯＲＥＳ　ＰＩＮＥＤＯ　ＷＡＧＮＥＲ
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５７１号**
広島市佐伯区八幡５丁目11番52―201号　シャルム梶本　弐番館
債務者　藤井　玲子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第８９号**
愛媛県西条市小松町新屋敷甲453番地　宝来団地604号、前住所西条市小松町大頭甲45番地
債務者　和田　伸一
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第１６号**
高知県高岡郡佐川町黒原2238番地
債務者　竹内　康平
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
高知地方裁判所須崎支部